

南野皇大神社蔵 板彫仁王像考

渡 邊 真 吾

一 はじめに

南野皇大神社（山形県東田川郡庄内町南野）では、平成二十六年八月十七日に同地区開村四百年祭を迎えるにあたり、平素より損傷の激しかった同神社神門の修復事業に着手、平成二十四年にこれを完了した。

ところが同事業を進めるなかで、神門内から建立当初に安置されていたと思われる一對の板彫の仁王像の部材が発見され、大まかな像容を把握できるだけの部位が残っていることが分かった。

四百年祭実行委員会では同像の積極的な保存も視野に、専門家による状態調査を行うことを決定、平成二十四年十二月六日に現地調査が実施された。

本論では、この非常に珍しい板彫仁王像について概要を紹介し、所蔵・管理する南野皇大神社の来歴を踏まえ、本像の位置づけを試みる。

二 本像の概要

○阿形像

（形状）上半身裸形にあらわし、下半身は裙をつけ、左に腰をひねって立つ。双髻を結び、瞋目。開口して上歯を見せる。左耳を見せる。左腕屈臂して左腰脇で宝棒を執る。右掌は開く。胸部中心より「人」の字型に腹部上部を通して細かく肉瘤をあらわす。天衣を両腰から両肩にかけてつける。裙は腰部で折り返し、先を右方向にたなびかせる。両足を開いて立つ。

(品質構造) 木造。寄木造。一部彩色。基本的に厚み四センチ程度の板材から薄肉に彫出する。頭体幹部を通じ足柄に至るまで、二つの板材を左右に刳いでつくり、面部、髻、腹部に各々板材を刳ぎ重ねる。面部材眼部を刳り抜く。眼部裏に当て木を施す。左腕は肩から甲まで一材で彫出し、五指、宝棒を別材でつくる。右掌は一材、第一指を別材でつくる。右方にたなびいた裙先、右足先(足柄一部含む)をそれぞれ別材にて刳ぎ寄せる。天衣を数材刳ぎ寄せてつくり、両腰背面および両肩正面に打ち付ける。

(法量) 像 高(柄含む) 一一八七・三

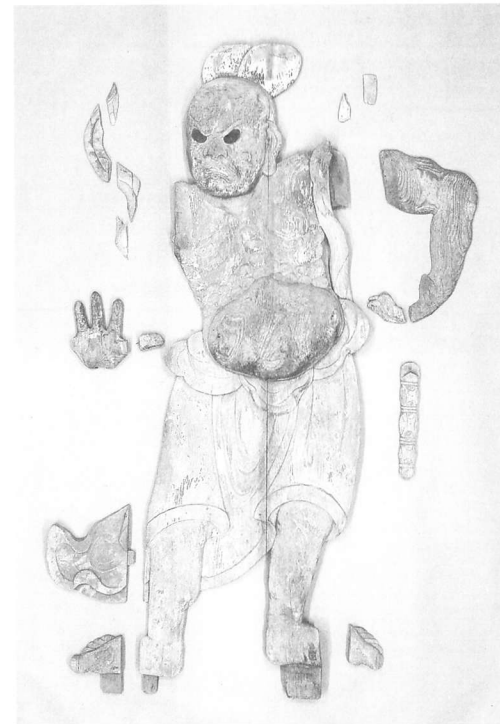
最大幅(左肘〜右裙先) 一九六・五

最大厚 八・五

柄 長 九・七

柄 幅 一〇・二

※単位はセンチメートル



阿形像正面

(墨書銘) 像背面に左記の墨書銘。

天保拾貳年□□十二月廿五日出来

奉納 當村 志願主小林伊右衛門

庄内松山□領分八色木村細工人

後藤正吉造之

天保拾參年寅五月十一日移之

※□は不明文字

○吽形像

(形状) 上半身裸形にあらわし、下半身は裙をつけ、右に腰をひねって立つ。双髻を結び、瞋目。閉口。右耳を見せる。左腕屈臂して左腰脇で金剛杵を執る。右腕屈臂して右腰付近に寄せる。胸部中心より「人」の字型に腹部上部を通って細かく肉瘤をあらわす。裙は腰部で折り返し、先を左方向にたなびかせる。両足を開いて立つ。

(品質構造) 木造。寄木造。一部彩色。基本的に厚み四センチ程度の板材から薄肉に彫出する。頭体幹部を通じ足柄に至るまで、二つの板材を左右に刳いでつくり、面部、腹部に各々板材を刳ぎ重ねる。面部材眼部を刳り抜く。眼部裏に当て木を施す。左腕は付け根にマチ材を挟んで、肩から甲まで一材で彫出し、五指、宝棒を別材でつくる。右腕は上膊と前膊それぞれを横木にてつくり肘で刳ぎ寄せる。左方にたなびいた裙先、両足先をそれぞれ別材にて刳ぎ寄せる。

(法量) 像 高(柄含む) 一一八五・二

最大幅(右腰〜左裙先) 一八九・五

最大厚 六・五

柄 長 一〇・三

柄 幅 八・〇

※単位はセンチメートル



吽形像正面

〔墨書銘〕 像背面に左記の墨書銘。

天保拾貳年^{辛丑}十二月廿五日出來

當村志願

奉納 小林伊右衛門

天保拾三年^{乙寅}五月十一日移之

庄内松山^口領分八色木村細工人

後藤正吉造之

※^口は不明文字

三 所見

○制作時期、制作者

背面墨書銘から、天保十二年（一八四一）に庄内松山領八色木村の細工人後藤正吉によって造られたということが分かる。八色木村は皇大神社から西南に約五キロ程度の近接地にあり、後藤正吉については本作を見る限り高度な彫刻技法を有していたことが伺えるものの、他作例、資料などが確認されておらず詳細明らかなではない。「細工人」を名

乗ることから、造仏活動より寺社建築の向拝や欄間などを

本職とする職人ではなかったかと推測する。なお、同神社観音堂蔵「赤石山」扁額背面銘に「細工人廿六木村住佐藤幸助造」との記載があり、当時当地域では、こうした建物に付随する細々とした造作物を制作する職業として「細工人」という呼称が用いられていたと思われる。

○形状的特徴

形状については全体に素朴ながら、立体感の表出に高度な表現を見せる。五指が重なり合う箇所などは上下左右に形を逃がし、限られた空間から可能な限り立体感を表現するなど細部に細やかな心配りを見せる一方、面部や腹部など適所に板材を矧ぎ重ね、おもむろに立体として表現する大胆さが見て取れる。

また、阿形像が右手を腰脇に構えて宝棒を垂直に立て、吽形像が同位置で金剛杵を握ってかかえる手制も特徴的である。本像の制作された時期の仁王は、阿形像は振り上げた左手に金剛杵を執って右手を下げ、吽形像は両腕を屈臂して正面に向け左手は五指を開き右手は作拳する、いわゆ

る通形の手制であらわされることが多い。本像と同様の手制は、現存作例では阿形像において左右を逆にするものの、奈良県東大寺南大門金剛力士像、京都府万寿寺仁王像、三重県府南寺仁王像で確認される程度である。制作者の造仏典拠という点において非常に興味深い。

○価値

（希少性）

本像のように板材から浮彫状にあらわすいわゆる板彫作例は極めて稀少である。古いものでは奈良県興福寺板彫十二神将（平安時代、八八・九一・一〇〇・三cm、国宝）、京都府神護寺板彫弘法大師像（正安四年「一二三〇六」、一三六・七cm、国指定重要文化財）、高知県金剛頂寺真言八祖像（嘉暦二年「一三三七」、八五・五八・六cm、国指定重要文化財）が確認される程度である。近世以降、特に仁王像の造像例は本像の他に高知県津照寺金剛力士立像（江戸時代、一〇〇・五cm）が確認されるにとどまる。

（特異性）

安置方式に明らかな差異が見られる。他作例が他像の台

座や壁面に貼り付ける、いわば装飾的もしくは補助的なものである一方、本像は足裏から伸ばした柄を台座上面の柄孔に挿して自立するという主体的な性格を有する。板彫作例の中でも特異な性質をもつ点で興味深い。また、他作例に比べて際立って大きくつくることも本像の特徴である。

四 南野皇大神社について

皇大神社の創立については不明であるものの、おそらく南野村開発の頃に遡るとみられている。元々当村は明石村と称し、現在地より北方の最上川沿岸部に在していたが、元和元年（一六一五）より水利に優れる現在地に移り、以来開墾に従事するようになったという。

境内が整備され始めたのは元禄十五年（一七〇一）に観音堂が創建された頃からで、それから「赤色山南徳寺」を号した。棟札（焼失）には「羽黒山能林院快精」の「欽言」が記され、後の天保二年（一八三一）の同堂再建棟札（焼失）においてもまた、「羽黒山寂光寺能林院珍敵」による「謹言」が記されており、信仰形態が構築されていく中で羽

黒修験が深く関わっていたことをうかがい知ることが出来る。南徳寺の別当職にあった常法院も羽黒修験と考えてよいだろう。

また、現在同神社に隣接する観音堂（旧社殿）内に安置される木造聖観音菩薩坐像は、明治九年（一八七六）の神社取替まで当境内の本尊として祀られていたという。左手に未敷蓮華を持ちこれに右手を添える手制や、着衣に衲衣を纏う点は羽黒山正善院黄金堂蔵の中央三軀像に近似している。また、本体背面には「仏師羽黒山…寺…願主南泉坊時元和元年亥八月吉日」（…は不明文字）との銘があり、聖観音を本地とする羽黒山と当村の関わりをより鮮明に示すものといえよう。

神門建立は天保三年（一八三二）で、観音堂再建とはほぼ時を同じくする。明治初期の明細帳によれば、桁行三間半、梁間一間半とのことで、現在の平面図とほぼ変わらないものであったと思われる。ちなみに神門という呼称は、棟札に記されているもので、造立当初からのものであったようである。仏閣の門、まして仁王像安置を目的とした門であ

るならば、「山門」や「仁王門」と呼称することが自然のよ

うに思われるが、これは本尊に対する捉え方が色濃く影響したものと考えられる。前述の通り、本尊は衲衣を着す聖観音像であるが、こうした例は正善院黄金堂のみならず、南陽市宮内熊野大社蔵熊野三山本地仏像中尊像や宮城県名取市高館那智神社所蔵の鏡像、御正躰群にも見られ、いわば神仏混淆の特徴を端的に示している姿といえる。すなわち南野村では当時、仏と神が一体となって祀られている観音堂を先に見据えて建立した門を「神門」と呼ぶことには、何ら不自然を感じることとはなかったのだろう。いずれにしても当村の信仰形態の独自性が垣間見える。

そもそも、仁王像の造立は天保十三年（一八四二）と神門完成から十年近く経過してからであり、門自体の建立目的が、仁王像安置であったかどうかという点は今後考察する必要があるだろう。墨書銘を見ても、観音堂再建および神門建立の棟札にはあった羽黒山関係の記載が仁王像銘には無く、内容もごく簡素な印象を受ける。こうした造立背景の考察を進める中で、何故本像の制作を仏師ではない

「細工人」に依頼し、板彫という特異な表現であらわしたのが明らかになる可能性はある。今後の課題としたい。

五 最後に

本像は、希少性、特異性、形状の特徴からも十分に文化的な価値を認めることが出来る。また、当地域において造像されたという墨書銘が確認されていることは、庄内町の歴史的な遺産としても意義深い。このことは、近年整理の必要性が求められつつある江戸時代の地方彫刻史の研究においても、重要な位置を得るものであろう。また皇大神社が創立より羽黒山と強い関わりをもちながら信仰形態を構築してきたことは、本像の特殊な造形や造立背景に影響を与えているのではないかと考えられる。

なお、本像は本調査を受け平成二十五年七月庄内町指定文化財となった。現在、平成二十六年七月末の完成を目指し、修理施工中である。現状では、構成する部材のほとんどが遊離・脱落しており、本像の大きな特徴である「自立」が不可能な状況にあるためこれを改善し、また欠失した箇

所はすべて新補作業を行い、形状を復する予定である。こうした工程の中で、新たに得られる知見もあろう。それは次の機会に記したい。

かつて明治期の神仏分離の煽りを受け、永らく人目に触れることも無く、つい先ごろまではその存在さえ認知されることの無かった本像ではあるが、来る平成二十六年に開村四百年祭を迎えるにあたり、今一度その存在価値について再考、再評価されることは大変意義深い。同地区の更なる発展に資する道筋を模索する一助になることを願う。

【参考文献】

『南野皇大神社木造板彫仁王像 状態調査報告書』

（東北古典彫刻修復研究所 平成二十五年一月）

『南野のあゆみ』（南野部落誌編集委員会 昭和六十年）

図録『熊野信仰と東北』

（熊野信仰と東北展）実行委員会 平成十八年）

『日本の美術151 二王像』

（至文堂 倉田文作 昭和五十三年）